

鴻巣市スポーツ協会表彰規程

昭和62年3月19日 制定

改正 平成21年5月31日

改正 平成22年5月23日

改正 平成24年5月27日

改正 令和元年5月25日

改正 令和4年5月22日

(目的)

第1条 この規程は本市の体育並びにスポーツの振興を図り、体育並びにスポーツ界で功労のあったものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 功 勞 賞

(2) 優秀選手賞・優秀団体賞

(選考基準)

第3条 功労賞は、次のいずれかに該当するもので、いまだ表彰を受けていないものに対して行う。

(1) 鴻巣市の体育・スポーツの指導に精励し、若しくは功績があり、10年以上尽力したものの。

(2) 市の体育・スポーツ団体の振興発展に努力し、10年以上尽力したものの。

(3) その他、体育・スポーツ関係の振興について功労が顕著であるもの。

2 優秀選手賞・優秀団体賞は、鴻巣市スポーツ協会に所属する者とし、特に優秀な成績を収め、他の模範と認められるもので、次の条件のいずれかに該当するものとする。

(1) 当市代表として県大会に出場し、特に優秀な成績を収めたもの、ただし県大会とは全県下の規模をもって実施されるもので県スポーツ協会の認めた大会をいう。

(2) 県代表として全国大会に出場したものの。

(3) その他、これに準ずる成績を収めたもの。

(受賞者の推薦)

第4条 表彰の該当者について、加盟団体の長が次の事項を記載してスポーツ協会会長に推薦するものとする。

(1) 氏 名 (2) 生年月日 (3) 住 所 (4) 職 業 (5) 所属団体

(6) 業 績 (7) 推薦理由 (8) その他特記すべき事項

2 加盟団体以外で、該当する者がある場合においては会長の推薦とする。

(受賞者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについては、選考委員会において選考し、常任理事会及び理事会に報告するものとする。

2 選考委員は、本市スポーツ協会正副会長及び正副理事長とする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状に副賞を添えて行い、表彰を受けた者は、表彰台帳に登録する。

(表彰日)

第7条 表彰は、毎年スポーツ協会理事会において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月1日より施行する。

この規程は、平成21年6月1日より施行する。

この規程は、平成22年5月23日より施行する。

この規程は、平成24年5月27日より施行する。

この規程は、令和元年5月25日より施行する。

この規程は、令和4年5月22日より施行する。